

事業者の皆様

観光客来場 100 万人の達成を目指して町内周遊を促進！

富士見町観光周遊促進事業

富士見町の2大リゾートである「富士見パノラマリゾート」と「富士見高原リゾート」に来場されたお客様を町内で周遊させるため、両リゾートにおいて、町内店舗で使える割引券を配布します。割引券の取扱店舗になっていただける事業者を募集しますので、ぜひ積極的にご参加ください。

事業概要

両リゾートでゴンドラやリフト等のチケットを購入したお客様を対象に、割引券取扱店舗で使用できる300円の周遊割引券を配布します。お客様が取扱店舗で周遊割引券を使用した際に、額面分の商品の販売やサービスの提供を行ってください。

○配布期間 及び お客様が割引券を利用できる期間

令和6年7月20日（土）～11月17日（日） ※使用枚数が予算上限に到達次第終了

参加店舗の要件

町内に店舗等を持つ、観光客の利用が想定される事業者

例) 宿泊業、飲食店、一般公衆浴場業、観光関連娯楽業、土産店、ガソリンスタンド 等

申請方法

別紙「取扱店登録申請書」に必要事項を記入の上、申請窓口へご提出ください。

なお、可能な限り web (Logo フォーム) による申請にご協力ください (申請書上部よりアクセス)

○申請窓口

富士見町落合 10777 番地 富士見町産業課 商業観光係(2階 12 番窓口) TEL0266-62-9342

※Logo フォームで申請する場合は窓口での手続きは不要です。

○申請受付期間

(一次) 令和6年4月19日（金）～令和6年5月10日（金）

・一次募集期間内にお申込みいただいた店舗については、町が制作する割引券取扱店舗等掲載パンフレットに情報を掲載します。

(二次) 令和6年5月13日（月）～令和6年11月15日（金）

・割引券取扱店舗等掲載パンフレットには掲載されませんが、町 HP や役場窓口で配布するチラシ等には追加掲載をいたします。

その他

取扱店舗に登録後、割引券使用に関するルールや、換金方法等に関する具体的な内容をあらためてご連絡いたします。